

保医発0831第4号
平成28年8月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第52号）の別表第2第3章第2項の規定により、区分番号M014に規定する診療料は、平成28年6月30日までの間に限り、算定できるものとされていることから、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について（平成28年3月4日保医発0304第8号）」について下記のとおり改正し、平成28年7月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺憾のないよう配慮されたい。

記

- 1 別紙1M014を次のように改める。
M014 削除

事務連絡
平成28年8月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。